

令和7年度滋賀県野洲市職員採用上級行政職試験（追加募集） について

令和7年度滋賀県野洲市職員採用上級行政職試験（追加募集）を次のとおり行います。

令和7年11月10日

野洲市長 櫻本 直樹

1 試験区分及び採用予定人員

試験区分	採用予定人員
行政職	2人程度

2 受験資格

平成2年4月2日から平成16年4月1日までに生まれた者。学歴・性別は問いません。ただし、次のいずれかに該当する者は、受験できません。

ア 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者

イ 野洲市職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者

ウ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

○日本国籍を有しない者も受験できます。ただし、採用時に当該職務に従事可能な在留資格がない場合には採用されません。また、日本国籍を有しない者は「公権力の行使」又は、「公の意思の形成への参画」に携わる職のうち、職務の内容又は権限が統治作用と関わる程度が強いものの以外の職に任用されます。

3 第1次試験

筆記試験 教養試験（大学卒業程度）またはSPI試験（基礎能力試験）を次により行います。

ア 試験日 令和7年12月14日（日）

イ 場所 野洲市辻町488番地
野洲市総合防災センター

(都合により試験日・場所が変更となる場合があります。変更となった場合は、受験申込者あて通知します。)

ウ 方 法

○教養試験 9：00～11：00

択一式により、時事、社会・人文に関する一般知識、および文章理解、判断・数的推理、資料解釈に関する能力について、活字印刷による筆記試験を行います。

○SPI 試験 13：00～14：30

「言語分野」と「非言語分野」の2種類の問題を通して、コミュニケーションや思考力、新しい知識・技能の習得などのベースとなる能力について、活字印刷による筆記試験を行います。

※申込時に、教養試験または SPI 試験のどちらか一方を選択してください。
なお、受験申込は1区分に限ります。また、申込期限後の変更は認めません。

4 第1次試験の結果発表

令和7年12月中旬～下旬頃に、野洲市役所庁舎前の掲示板及び野洲市ホームページに合格者の受験番号を発表するほか、第1次試験受験者全員に合否を通知します。

5 第2次試験

(1) 試験日および試験場所

令和8年1月上旬頃に行います。日時、場所等は第1次試験の合格者に通知します。

(2) 方 法 (都合により内容等を変更する場合があります。)

ア 口述試験 (集団面接試験) (配点 50点)

人物についての集団面接による試験を行います。

イ 口述試験 (集団討論試験) (配点 50点)

人物についての集団討論による試験を行います。

ウ 適性検査

公務員として必要な適性について検査を行います。

6 第2次試験の結果発表

令和8年1月中旬頃に、野洲市役所庁舎前の掲示板及び野洲市ホームページに合格者の受験番号を発表するほか、第2次試験受験者全員に合否を通知し

ます。

7 第3次試験

(1) 試験日及び試験場所

令和8年1月下旬頃に行います。日時、場所等は、第2次試験の合格者に通知します。

(2) 方法（都合により一部内容等を変更する場合があります。）

ア 論文試験（配点 30点）

識見、思考力、表現力等についての論文試験を行います。

イ 口述試験（配点 70点）

人物についての面接による試験を行います。

8 最終合格者発表

第3次試験の結果に基づいて可否を決定の上、令和8年2月上旬頃に野洲市役所庁舎前の掲示板及び野洲市ホームページに合格者の受験番号を発表するほか、第3次試験受験者全員に可否を通知します。

9 採用及び給与

(1) 最終合格者に対しては、後日採用に関して通知します。

(2) 採用日は、令和8年4月1日です。

(3) 給料は、野洲市条例に基づいて支給されますが、およそ220,000円です。

また、経歴に応じて、上記の額に一定の額が加算されます。

このほか、地域手当、扶養手当、通勤手当、期末手当、勤勉手当等が支給されます。

なお、上記の額は、令和7年4月1日現在のものです。

10 受験手続及び受付期間

(1) 受験手続

ア 採用試験の受験申込については、野洲市ホームページ内の職員採用ページの申込フォームから申し込みを行ってください。株式会社グラファーが提供する電子申請システム「スマート申請システム」を使用して受け付けます。

イ 郵送及び窓口での申込受付は行っておりませんご注意ください。

ウ その他、申込手続きや申込方法については、野洲市ホームページ上の「試験申込時の手続き」を確認してください。申込手続きにおいて不備などの理由で手続きが完了しない場合は、受験できなくなることがあります。受験できない場合、本市は責任を負うことができません。

(2) 受付期間

令和7年11月10日（月）から令和7年12月1日（月）まで

（受付期間中は24時間申込を受け付けますが、システム保守等で利用できない場合があります。また、受付終了期間前はシステムが込み合う恐れがありますので、時間的に余裕を持って申し込みをしてください）。